

湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）で計画している新施設建設候補地（以下「候補地」という。）を選定するため、新施設建設候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じて次に掲げる事項を所掌し、その検討結果を管理者に報告するものとする。

- (1) 各応募者に対する応募条件及び資格判定基準の確認に関すること。
- (2) 評価項目、評価基準に関すること。
- (3) 建設候補地の評価、選定に関すること。
- (4) その他建設候補地選定にかかる必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、新施設建設候補地選定委員（以下「委員」という。）12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちからセンター管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の事項が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じ、委員を補充する場合は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の運営及び庶務は、施設整備課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (この条例の失効)
- 2 この条例は、委員会の任期が終了した日限り、その効力を失う。
- (会議の召集の特例)
- 3 この条例の施行後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が召集する。

(湖北広域行政事務センターの特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 湖北広域行政事務センターの特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年3月15日条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会の委員の項の次に次のように加える。

湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会の委員	識見を有する委員	
	日額 7, 100円	
	その他の委員	
	日額 4, 400円	